

この条例は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、第一条中別表第三の改正規定(

佐賀市 佐賀市三瀬学校給食センター

に、

杵島郡山内町 山内町立山内東小学校犬走分校

を

武雄市 武雄市立山内東小学校犬走分校

に改め、

同表を別表第二とする。
別表第四中「(第十五条関係)」を「(第十二条関係)」に、

部分に限る。)及び別表第四の改正規定(

佐賀市 富士町学校給食共同調理場

を

佐賀市 佐賀市富士学校給食センター

に、

杵島郡山内町 山内町立山内東小学校舟原分校

を

武雄市 武雄市立山内東小学校舟原分校

に改め、

同表を別表第三とする。

第二条 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例の一部を次のように改正する。

第二条中「市町村立学校県費負担教職員」を「市立学校県費負担教職員」に改める。

附則

佐賀市 三瀬村学校給食共同調理場

を

佐賀市 佐賀市三瀬学校給食センター

に改める

部分に限る。)は公布の日から、別表第二の改正規定(

佐賀市 富士町学校給食共同調理場

を

佐賀市 佐賀市富士学校給食センター

に改める

部分に限る。)は公布の日から、別表第二の改正規定(

神埼郡東脊振村 東脊振村立小川内小学校

を

部分に限る。)、別表第三の改正規定(

杵島郡山内町 山内町立山内東小学校犬走分校

を

に改める

武雄市 武雄市立山内東小学校大走分校

に改める

六 略

九 溫室內作業従事手当
十 略

部分に限る。) 及び別表第四の改正規定()

(兼務職員の特殊勤務手当)

第四条 兼務職員の特殊勤務手当は、昼間部授業を本務として担当する職員が夜間部授業に従事したとき、又は夜間部授業を本務として担当する職員が昼間部授業を本務として担当する職員が昼間部授業に従事したときに支給する。

(兼務職員の特殊勤務手当)

第三条 兼務職員の特殊勤務手当は、県立学校職員及び市町村立学校県費負担教職員(以下「職員」という。)が次に掲げる授業又は業務に従事したときに支給する。

「杵島郡山内町 山内町立山内東小学校舟原分校」を

「武雄市 武雄市立山内東小学校舟原分校

に改める

部分に限る。) は平成十八年三月一日から、第二条の規定は平成十八年三月二十日から施行する。

参考資料

第一条(佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 後 改 前

(定義)
(特殊勤務手当の区分)

(特殊勤務手当の区分)
(特殊勤務手当の区分)

(農場管理手当)

第七条 農場管理手当は、職員が佐賀県公立学校職員給与条例第八条第四項に規定する週休日並びに同条例第十三条规定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等に農場の管理業務に従事したときに支給する。

四・五 略

一・三 略

四 特殊車両等運転手当
五 農場管理手当

八 同和教育推進手当
六・七 略

2 前項の手当の額は、授業一時間につき三千三百円とする。

2 前項の手当の額は、別表第一に定める額とする。

第五条・第六条 略

第四条・第五条 略

(特殊車両等運転手当)

第六条 特殊車両等運転手当は、職員が人事委員会規則で定める特殊車両又は特殊機械の運転又は操作の業務に従事したときに支給する。
2 前項の手当額は、業務に従事した日一日につき三百三十円以内で人事委員会規則で定める額とする。

行う夜間部授業又は夜間部授業を本務として担当する者の行う昼間部授業

二 航監兼務(寮兼務を含む。)

「杵島郡山内町 山内町立山内東小学校舟原分校」を

「武雄市 武雄市立山内東小学校舟原分校」を

「武雄市 武雄市立山内東小学校舟原分校」を

勤務が行われる時間が勤務が通常行われる日の勤務時間の二分の一に相当する時間で

ある日で人事委員会規則で定めるものに退庁時以後において当該管理業務に従事したときも、同様とする。

21 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき三千五百円以内で人事委員会規則で定める額とする。

(被害が特に甚大な非常災害（人事委員会規則で定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額)

二	前項第一号口及びハの業務	三千円
三	略	
四	前項第四号の業務 千二百円 以内で人	
二	前項第一号口及びハの業務	千五百円
三	略	
四	前項第四号の業務 千二百円	

五 略

事委員会規則で定める額

(同和教育推進手当)

第十一条 同和教育推進手当は、同和教育の推進を本務とする職員で同和教育の推進業務に従事したものに支給する。

第八条 教員特殊業務手当は、小学校、中学
校、高等学校又は盲学校、聾学校若しくは
養護学校の小学部、中学部若しくは高等部
に所属する教頭、教諭、養護教諭、助教諭、
養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指
導員で、職務の級が佐賀県公立立学校職員給
与条例別表第一高等学校等教育職給料表又
は別表第二中学校・小学校教育職給料表の
二級又は一級のものが次に掲げる業務に從
事した場合において、その業務が心身に著
しい負担を与えると人事委員会が認める程
度に及ぶときに支給する。

第九条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、高等学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部、中学部若しくは高等部に所属する教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で、職務の級が佐賀県公立立学校職員給与条例別表第一高等学校等教育職給料表又は別表第二中学校・小学校教育職給料表の二級又は一級のものが次に掲げる業務に從事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。

四 学校の管理下において行われる部活動

四 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準する活動をいう。）における児童又は

生徒に対する指導業務で週休日等又は正規の勤務時間が四時間である日に二時間以上行うもの

五
略

前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に

一 前項第一号イの業務

三千二百円

前項の手当の額は、業務に従事した日一
日につき、次の各号に掲げる業務の区分に
応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号イの業務

五
略

前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に

日につき、次の各号に掲げる業務の区分に

卷之三

関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）にあつては、五千円以内で人事委員会規則で定める額とする。

(温室内作業従事手当)
第十一條　温室内作業従事手当は、人事委員会規則で定める職員が温室内において二時間以上農作業に従事した時に支給する。
前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき二百三十円以内で人事委員会規則

で定める額とする。

第九条 略

(へき地手当)

2 へき地学校及びその級別は、へき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号。以下「文部省令」という。）の定める基準により、別表第一のとおり指定する。

3 へき地学校に準ずる学校は、文部省令の定める基準により、別表第二のとおり指定する。

第十一条 略

(へき地手当に準ずる手当の支給)

第十二条 職員が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は職員の勤務する学校若しくは学校給食法第五条の二に規定する施設（以下この条、次条及び別表第一から別表第三までにおいて「学校等」という）が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等がへき地学校、へき地学校に準ずる学校又は特別の地域に所在する学校等（以下「へき地等学校」という。）に該当するときは、当該異動又は学校等の移転（以下「異動等」という。）に伴つて住居を移転した日から、当該異動等の日から起算して三年（当該異動等の日から起算して三年を経過する際その有する技術、経験

第十二条 略

(へき地手当)

2 へき地学校及びその級別は、へき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号。以下「文部省令」という。）の定める基準により、別表第二のとおり指定する。

3 へき地学校に準ずる学校は、文部省令の定める基準により、別表第三のとおり指定する。

第十三条 略

(へき地手当に準ずる手当の支給)

第十四条 略

第十五条 職員が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は職員の勤務する学校若しくは学校給食法第五条の二に規定する施設（以下この条、次条及び別表第二から別表第四までにおいて「学校等」という。）が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等がへき地学校、へき地学校に準ずる学校又は特別の地域に所在する学校等（以下「へき地等学校」という。）に該当するときは、当該異動又は学校等の移転（以下「異動等」という。）に伴つて住居を移転した日から、当該異動等の日から起算して三年（当該異動等の日から起算して三年を経過する際その有する技術、経験

等に照らし、三年を超えて引き続き異動等の直後の学校等に勤務させることが必要であると任命権者が認めた職員にあつては、六年）に達する日までへき地手当に準するものとする。

各号に掲げる理由が生じた場合には、当該各号に定める日をもつてその支給は終わるものとする。

一・二 略

2 前項の特別の地域に所在する学校等は、文部省令の定める基準により、別表第二のとおり指定する。

3 略

第十三条 略

(特殊勤務手当及びへき地手当の支給方法)

第十四条 略

2 特殊勤務手当はその月分を翌月の給料の支給定日に、へき地手当は給料の支給定日に支給する。

第十六条 略

(特殊勤務手当及びへき地手当の支給方法)

第十七条 略

2 第三条第一項第二号に掲げる業務に従事した職員に支給される兼務職員の特殊勤務手当及びへき地手当は給料の支給定日に、その他の特殊勤務手当はその月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

第十八条 略

(再任用職員等についての適用除外)

第十九条 略

2 第十三条第一項第二号に掲げる業務に従事した職員に支給される兼務職員の特殊勤務手当及びへき地手当は給料の支給定日に、その他の特殊勤務手当はその月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

(再任用職員等についての適用除外)

第二十条 略

2 第十三条第一項第二号に掲げる業務に従事した職員に支給される兼務職員の特殊勤務手当及びへき地手当は給料の支給定日に、その他の特殊勤務手当はその月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

等に照らし、三年を超えて引き続き異動等の直後の学校等に勤務させることが必要であると任命権者が認めた職員にあつては、六年）に達する日までへき地手当に準するものとする。

各号に掲げる理由が生じた場合には、当該各号に定める日をもつてその支給は終わるものとする。

一・二 略

2 前項の特別の地域に所在する学校等は、文部省令の定める基準により、別表第四のとおり指定する。

3 略

第十六条 略

(特殊勤務手当及びへき地手当の支給方法)

第十七条 略

2 第三条第一項第二号に掲げる業務に従事した職員に支給される兼務職員の特殊勤務手当及びへき地手当は給料の支給定日に、その他の特殊勤務手当はその月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

第十八条 略

(再任用職員等についての適用除外)

第十九条 略

2 第十三条第一項第二号に掲げる業務に従事した職員に支給される兼務職員の特殊勤務手当及びへき地手当は給料の支給定日に、その他の特殊勤務手当はその月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

別表第二（第十条関係）

三級	二級	一級			級別
野ヶ里町	略	良町	嬉野市	嬉野市	所在地
神埼郡吉野ヶ里町	略	藤津郡太良町	嬉野市立大野原小学校	嬉野市立大野原中学校	学校等の名称
学校	略	里分校	太良町立多良小学校三	嬉野町立大野原小学校	吉野ヶ里町立小川内小

別表第三（第十三条関係）

三級	二級	一級			級別
脊振村	略	野町	藤津郡太良町	藤津郡嬉野町	所在地
神埼郡東脊振村	略	里分校	太良町立多良小学校三	嬉野町立大野原小学校	東脊振村立小川内小学
校	略		嬉野町立大野原中学校		

佐賀県保健福祉事務所設置条例をここに公布する。

佐賀県知事 古川康

平成十七年十二月十九日

別表第一（第十条関係）

べき地学校及びその級別

別表第二（第十三条関係）

べき地学校及びその級別

別表第一（第三条関係）

べき地学校及びその級別

別表第三（第十二条関係）

特別の地域に所在する学校等

武雄市	佐賀市	所在地	学校等の名称
略	略	佐賀市富士学校給食センター	武雄市立山内東小学校

別表第四（第十五条関係）

特別の地域に所在する学校等

杵島郡山内町	佐賀市	所在地	学校等の名称
略	略	富士町学校給食共同調理場	山内町立山内東小学校

別表第一（第三条関係）

兼務職員の特殊勤務手当区分表

べき地学校に準ずる学校

所在地 学校等の名称

べき地学校に準ずる学校

所在地 学校等の名称

佐賀市	武雄市	所在地	学校等の名称
略	略	佐賀市三瀬学校給食センター	武雄市立山内東小学校

佐賀市	杵島郡山内町	所在地	学校等の名称
略	略	三瀬村学校給食共同調理場	山内町立山内東小学校

第二条（佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例の一部改正）に係る新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
(職員の定義)			
第二条 この条例において「職員」とは、県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員をいう。		第二条 この条例において「職員」とは、県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員をいう。	

●佐賀県条例第七十七号

佐賀県保健福祉事務所設置条例
(保健福祉事務所の設置等)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十六条第一項の規定により、保健衛生、環境保全及び社会福祉に関する事務を行うため、保健福祉事務所を設置する。

2 保健福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	所管区域
佐賀中部保健福祉事務所	佐賀市	佐賀市 多久市 小城市 神埼市 佐賀郡 神埼郡
鳥栖保健福祉事務所	鳥栖市	鳥栖市 三養基郡
唐津保健福祉事務所	唐津市	唐津市 東松浦郡
伊万里保健福祉事務所	伊万里市	伊万里市 西松浦郡
杵藤保健福祉事務所	武雄市	武雄市 鹿島市 嬉野市 枠島郡 藤津郡

(保健所の設置等)

第二条 地域保健法(昭和二十二年法律第一百一号)第五条第一項の規定に基づき、保健福祉事務所に保健所を置く。

2 保健所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	所管区域
佐賀中部保健所	佐賀市	佐賀市 多久市 小城市 神埼市 佐賀郡 神埼郡
鳥栖保健所	鳥栖市	鳥栖市 三養基郡

唐津保健所

唐津市

唐津市 東松浦郡

第六条第一項中「福祉事務所」を「保健福祉事務所」に改める。

伊万里保健所	伊万里市	伊万里市 西松浦郡
杵藤保健所	武雄市	武雄市 鹿島市 嬉野市 枠島郡 藤津郡

(福祉事務所に関する事務)

第三条 第一条に規定する保健福祉事務所は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十四条第一項の福祉に関する事務所としての事務を行うものとする。

2 社会福祉法第十四条第五項に規定する事務に係る保健福祉事務所の所管区域は、第一条第二項に規定するそれぞれの保健福祉事務所の所管区域から市の区域を除いた区域とする。

(補則)

第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(佐賀県保健所条例及び佐賀県福祉事務所設置条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 佐賀県保健所条例(昭和二十四年佐賀県条例第五十三号)

二 佐賀県福祉事務所設置条例(昭和二十六年佐賀県条例第四十九号)

(佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正)

3 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例(昭和四十一年佐賀県条例第一号)の一部を次のように改正する。